

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	1	第1章	第1節	1-4)	「建設予定地に配置されているヘルシーランド福島の駐車場の再整備も検討」とありますが、工事対象は、敷地境界内の本事業範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第1章	第1節	5	敷地の範囲、現況を把握できる図面等についてご開示下さい。	公告時に提示します。
3	2	第1章	第1節	6	敷地面積28,000m ² とは、建設予定地12,300m ² と跡地整備範囲（既設炉エリア）の合計値と考えてよろしいでしょうか。	建設予定地、現あぶくまクリーンセンター及び資源化工場を含めたエリアが約28,000m ² です。
4	2	第1章	第1節	6	建設予定地の範囲、現況を把握できる図面等についてご提示ください。	建設予定地の範囲、現況については、実施方針添付資料1のとおりです。
5	2	第1章	第1節	6	建設予定地は実施方針添付資料1の事業実施区域と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	第1章	第1節	7 2) (1)	「工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬入出車両、一般車両等の円滑な通行が図られるものとする」とありますが、記載内容は建設地周辺道路に対する配慮事項であり、本工事期間中は「実施方針 添付資料1」において赤枠で記された建設予定地内に廃棄物搬入出車両、一般車両等の通行はないものと考えてよろしいでしょうか。	当該記載は敷地内外を問わない内容です。また、当該記載は各車両の通行に配慮した仮囲いや工事用ゲート等の設置、誘導員の配置等を求めるものであり、工事エリア内に廃棄物搬入出車や一般車両が進入することを示したものではありません。工事関係車両により周辺道路の他の通行車両に迷惑を掛けないよう工事を行ってください。
7	3	第1章	第1節	7 2) (1)	工事中における車両動線に関して、事業実施区域・建設予定地内には、廃棄物搬入車両、一般車両や 事業者関係者以外の工事関係車両の入場は無く、東側市道・西側県道の通行、および 事業実施区域南北のヘルシーランド福島・現焼却場との区画に関するものと理解してよいですか。	No.6を参照してください。
8	3	第1章	第1節	7 2) (2)	土壌汚染対策工事に関して、その内容・要求事項を確認出来る図書についてご提示ください。	別途、要求水準書を提示する予定です。
9	3	第1章	第1節	8 1) (1)	前回アンケートにて受領したボーリング柱状図によると、室内試験を実施した記録が記載されていますが、土質性状（液状化の有無や地盤沈下など）を確認するため、室内試験結果を含む報告書一式をご提示いただけないでしょうか。	公告時に提示する予定です。
10	3	第1章	第1節	8 1) (1)	地質調査報告書および土壌汚染等調査報告書について、ご提示ください。	公告時に提示する予定です。
11	3	第1章	第1節	8 1) (2)	2001年4月から2021年3月までの最高気温と最低気温が記載されておりますが、換気及び空調の設計外気温としては国交省監修の建築設備設計基準に準拠するという理解でよろしいでしょうか。	最高気温及び最低気温は設計条件としての記載ではありません。設計条件は提案としますが、近年の気象条件を加味した提案をしてください。
12	3	第1章	第1節	8 1) (2)	気象条件についてご提示ありますが、換気設備等の設計条件で用いる外気温については、建築設備設計基準（平成30年版一般社団法人 公共建築協会）に示される温度等を参考にしよろしいでしょうか。	No.11を参照してください。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
13	3	第1章	第1節	8 1) (2)	気象条件として、「①気温(最高:39.0℃、最低-8.3℃)、②平均相対湿度(夏季:75.0%、冬季68.0%)」がありますが、設計外気温の極値を採用して空調設備等を設計することは、著しく厳しい条件と考えます。空調換気設備の設計用外気条件としての外気温や湿度は、国交省営繕部監修「建築設備設計基準」に示される設計外気条件のうち「福島」の値を採用するものとし、凍結防止対策等は別途考慮するものとさせていただきます。	No. 11を参照してください。
14	4	第1章	第1節	8-2) (8)	土砂災害警戒区域(地滑り:四石)とありますが、建築制限など具体的な規制内容についてご提供願います。	建築制限はありません。
15	4	第1章	第1節	8-2) (11)	「市道脇の崖は福島県建築基準法施行条例に該当する崖地であるため、建築物は崖の法尻から20mの離隔を取るなど所定の措置が必要」とありますが、「敷地現況平面図」に示される青線の「建築限界範囲」のことを指すという理解でよろしいでしょうか。また、同条例第5条2項に従いますと、構造耐力上安全な擁壁を設けることで20mの離隔は不要とも読み取れますが、擁壁による対策も可能という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ご理解のとおり擁壁により離隔不要となりますが、擁壁の設置は行わないものとしてください。
16	4	第1章	第1節	8 3) (1)	緑化率・環境施設面積率に関して、「今回の整備範囲のみで達成不可能な場合は、現焼却工場敷地を含む全敷地で達成する」計画が認められていますが、今回の整備範囲における緑化率・環境施設面積率は、事業者選定にあたっての評価の対象となりますか。	公告時に提示しますが、緑化率・環境施設面積率は、敷地全体で達成されるよう計画してください。
17	4	第1章	第1節	8 4)	搬入道路は、実施方針添付資料1によると、現状の市道への取付道路は3か所あると読み取れ、その位置・取付幅員を維持して搬入道路を計画することが条件と理解してよろしいでしょうか。	「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業基本計画 P92 図6-6-13」に示すとおり、計画敷地内に3箇所(市道側2箇所、県道側1箇所)を想定していますが、設置位置・幅員は提案とします。
18	4	第1章	第1節	8 5)	(1)電気 電力引込位置をご教示下さい。また電力会社とは埋設管取合という理解でよろしいでしょうか。	電力引込は架空とし、電力引込位置は、敷地北東の旧破碎工場部分とします。当該場所へ受電設備(ガントリー)を設置してください。ガントリーが本市と電力会社との責任分界点となります。各種インフラの引き込み位置は公告時に提示します。
19	4	第1章	第1節	8 5)	実施方針添付資料1参照ということですが、水準書(案)に記載の(1)-(5)について、その位置等が読み取れないように思われます。各取合条件・容量・仕様について、ご提示ください。	No. 18を参照してください。上水の取合点は、敷地南東角に設置する予定です。公共用水域への放流水の取合点は、南西角付近の既設最終樹となります。詳細は公告時に提示します。
20	4	第1章	第1節	8 5)	東北電力との取り合い点(架空、地中を含め)についてご提示ください。	No. 18を参照してください。
21	4	第1章	第1節	8 5) (2)	用水として「上水」とありますが、水道本管の口径および本事業に使用できる既存の引込管の口径をご教示ください。また、本工事における配管取合点を図示して入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	公告時に提示します。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
22	4	第1章	第1節	8 5) (4)	排水はプラント排水、生活排水共に「処理後、公共用水域に放流(阿武隈川)」とありますが、排水の接続位置及び深さを雨水排水の接続位置及び深さとともに、図示して入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	No. 19を参照してください。
23	6	第1章	第2節	1 2) (2)	ご指定の可燃分中6元素は基準ごみ時の数値であり、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	6	第1章	第2節	1 2) (2)	低質ごみ、高質ごみのごみ質を設定するにあたり既設工場のごみ質分析値(3成分、6元素、定位発熱量(実測値))を3年分程度、入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	清掃事業概要(市ホームページに掲載)を参照ください。
25	6	第1章	第2節	1 3)	運営期間における年度毎の年間処理量の変動は考慮しないものとして理解してよろしいでしょうか。想定がある場合は入札公告資料として提示いただけないでしょうか。	年間処理量の変動はないものとしてください。
26	6	第1章	第2節	1 3)	貴市内でし尿汚泥が排出される施設は複数施設でしょうか。その場合、施設毎の汚泥含水率をご教示下さい。分析記録がない場合、サンプリング分析を行いますので、その分析した結果については公表していただけないでしょうか。	施設は1箇所です。 現在、下水処理汚泥とし尿汚泥を混合して処理を行っていますので、し尿汚泥のみのサンプリングはできません。 施設改修を行った後に排出されるし尿汚泥の含水率は、77.5%を想定しております。
27	6	第1章	第2節	1 3)	し尿汚泥の搬入方法(車両情報も含む)についてご提示ください。また、含水率についてもご提示ください。	前段については、「要求水準書 第1章 第2節 5 搬出入車両」に示す車両でごみピットへ直接投入することを想定しております。 後段については、No. 26を参照してください。
28	6	第1章	第2節	1 3)	し尿汚泥の含水率、低位発熱量、三成分、可燃性元素等の性状が把握できる資料があれば、ご提示願います。	し尿汚泥の含水率は、No. 26を参照してください。低位発熱量、三成分、可燃性元素等の性状が把握できる資料についてはありません。
29	6	第1章	第2節	1 3)	小動物は専焼炉、野良犬猫、イノシシはストーカで焼却するとの考えでよろしいでしょうか。また、イノシシの最大寸法をご提示ください。	前段について、小動物は小動物焼却施設で処理します。野良犬猫、イノシシの処理は提案とします。 後段については、月に数頭位は100kg超の個体を受け入れており、体長は150cm程度です。
30	6	第1章	第2節	1 3)	野良犬猫、イノシシをストーカで焼却する場合、投入方法は事業者提案で宜しいでしょうか。また、投入にあたって貴市の立ち合いはありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本市立会はありません。
31	6	第1章	第2節	1 3)	不燃ごみ(積替え・保管)、不燃性粗大ごみ(積替え・保管)、資源物(積替え・保管)がストックヤードの対象との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	6	第1章	第2節	1 3)	ストックヤード対象ごみ搬入車の台数についてご教示ください(運營業務要求水準書P18の第3章第12節には記載されていないと思われます) また、この車両も新設する計量機で2回計量する、と理解すれば良いでしょうか	前段は公告時に提示します。 後段については、受付のみで計量は行いません。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
33	6	第1章	第2節	1 3)	イノシシ(狩猟・野良 狩猟:1日の搬入上限6頭)とありますが、以下の点についてご教示ください。 ①イノシシの受入に関して搬入車両からの荷下ろしは、搬入者が行うと理解してよろしいでしょうか。 ②既設工場のイノシシ受入～焼却炉へ投入するまでの処理フロー ③イノシシの最大寸法、荷姿、搬入車両の車種	①原則は搬入者が行いますが、必要に応じて補助してください。 ②既存工場の処理フロー 管理棟にて受付→ダンピングボックスへ荷下ろし→ごみピットへ投入→クレーンで拾って焼却炉ホップへ投入 ③最大寸法についてはNo. 29を参照してください。 荷姿については、ブルーシート等に包んで搬入されます。 搬入車両は、普通車両です。
34	7	第1章	第2節	5	搬出入車両について、構内道路・施設内での旋回性を確認するため、今回計画の各車両の諸元・外観図・旋回軌跡図等についてご提示ください。	通常想定される車両諸元にて設定してください。
35	7	第1章	第2節	5	搬出入車両について、施設計画に使用するそれぞれの台数についてご提示ください。	計画敷地に入出りが想定される車両を示しており、常に出入りしている車両とは限りません。また、市所有の車両を示したものでありませんので台数は不明です。
36	7	第1章	第2節	5	搬出入車両に記載のない車両について、工事に必要な重機がある場合は、建設事業者で決定してもよろしいでしょうか。また、業務用車両として移動式クレーン車20tの記載がありますが、工事やメンテナンスに必要な車両は事業者が決定してよろしいでしょうか。	搬出入車両は工事中用重機や工事中用車両を示したものではありません。メンテナンス車両は提案とします。
37	7	第1章	第2節	5 注2)	有害鳥獣類は普通乗用車またはトラックとの記載がございますが、野良犬猫等についても搬入車両をご提示ください。	有害鳥獣と同様です。
38	8	第1章	第2節	7 2) (7)	上水の取合点をご教示ください。	No. 19を参照してください。
39	8	第1章	第2節	7 2) (8)	公共用水域への放流水の取合点をご教示ください。	No. 19を参照してください。
40	8	第1章	第2節	8 2) (6)	余熱利用設備のうち「ヘルシーランド福島への温水供給」について、以下について入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。 ①供給方法は循環式であり、ヘルシーランド福島側に熱交換器を有すると考えてよろしいでしょうか。 ②本事業における配管接続点を図示にてご提示ください。 ③ごみ焼却施設全炉停止時は温水を供給しないものと考えてよろしいでしょうか。 ④ヘルシーランド福島の季節毎に時間帯別の消費電力量、温水供給熱量をご提示願います。	①ご理解のとおりです。 ②公告時に提示します。 ③全炉停止時も温水を供給してください。 ④公告時に提示します。
41	8	第1章	第3節	8 3)	場外余熱利用施設の余熱利用計画に「電気、温水」と記載がありますが、別途工事で設ける電気温水器へ電気供給のみ行うことも可能という理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 第2章 第6節 2温水供給設備」のとおりとしてください。(別途工事ではありません。)
42	9	第1章	第2節	10 1) (7)	排ガス基準値はその他項目も含めて、乾きガス、O ₂ 12%換算でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
43	17	第1章	第2節	14 2)	万一の火災に備えた散水設備は消防関連法令や当局指導外の設備と理解しますが、具体的に想定されている散水先等についてご提示ください。特にない場合は建設事業者の提案で宜しいでしょうか。	事業者の提案とします。

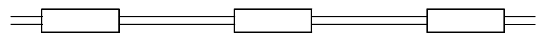
2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
44	20	第1章	第4節	1	「ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本市の承諾を受けるものとする」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有すること等を条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。ただし、国内への納入実績は問いません。
45	20	第1章	第4節	1 2)	海外調達材料の場合、その国の基準の適合確認をし、かつ製造者がその基準値で設計する場合には国内の諸基準に適合しなくてよろしいでしょうか。	原則として国内の諸基準や諸法令に適合する必要があります。
46	20	第1章	第4節	1 3)	「検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること」とありますが、お立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
47	21	第1章	第5節	1	試運転期間におけるごみ搬入量に関する記載がありませんが、試運転に必要な量だけを新施設へ搬入し、残りは旧工場にて処理する認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	22	第1章	第5節	3	ヘルシーランド等への熱・電力供給は、性能上問題ないことを試運転期間中に確認する認識でおりますが、試運転調整の為に通常の操業運転よりも全休炉を多く設ける必要があるほか、タービン使用前自主検査完了以降でないタービン発電による余剰電力供給が行えない等から、当該期間における電力供給(温水供給に伴う所要電力も含む)は全て買電によるものとなります。これら費用負担は貴市・建設事業者のどちらになりますでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、事業者負担とします。
49	22	第1章	第5節	3	電力会社との系統連系において、接続検討等で協議進捗中の事項があれば今後の見通しを含めてご提示ください。	現在、接続検討回答を受けて検討中であり開示できるものではありません。
50	25	第1章	第6節	2 2)	(参考：引渡性能試験方法)の表において、焼却灰及び処理飛灰の水銀含有量に関する確認がありません。P.15に水銀の含有基準量がありますが、水銀含有量は焼却ごみに由来し、事業者では対応できませんので参考値としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	25	第1章	第6節	2 2)	環境影響評価書等に基づき騒音、振動、悪臭の測定場所が決まっていればご教示下さい。	環境影響評価準備書を参照ください。
52	26	第1章	第6節	2 2)	番号:14 非常用発電機の試験方法は、使用開始前の消防検査(試験方法は非常電源(自家発電設備)試験結果報告書に準じます。)の合格をもって引渡性能試験に代えるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	28	第1章	第7節	1	設計上の契約不適合責任期間は10年ですが、製品の契約不適合責任期間は、一般製品と同様に1年間という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
54	31	第1章	第8節	2	土木建築工事に記載の『土壌汚染対策及び埋設廃棄物対策』の対象範囲は、実施方針添付資料1の敷地境界赤線の内側の範囲と考えてよろしいでしょうか。また、P3において『土壌汚染等調査報告書を参照』とありますが、土壌汚染等調査報告書は今後提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。『埋設廃棄物対策』に関して、事前調査は貴市が行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。埋設廃棄物の調査結果についても公告時に提示いたします。
55	31	第1章	第8節	2 5)	土壌汚染対策及び埋設廃棄物対策について、具体的に要求事項をご提示ください。	別途、要求水準書を提示する予定です。
56	31	第1章	第8節	4 3)	水道の引込工事が工事範囲外となっておりますが、取合い点及び仕様をご提示願います。	No. 19を参照してください。
57	31	第1章	第8節	4 4)	東側市道に隣接した電柱、NTT柱の移設工事について、実施時期、ごみ収集への影響有無、建設事業者で考慮すべき内容があるか等、具体的に工事内容をご提示下さい。	提案いただいた計画により必要があれば移設をするもので内容は確定しておりません。
58	33	第1章	第9節	3 2) (19)	「その他指示する図面（建築図等）」とありますが、具体的には何を指すもののでしょうか。	施工承諾等を進めていく中で必要と判断されたものです。
59	33	第1章	第9節	3 3)	現焼却工場跡地整備関連工事（施工対象外）の計量棟等の電気の取合は、敷地境界付近にハンドホールを設置し、ハンドホール迄の埋設配管の施工が事業者範囲で、二期工事で実施される配線工事（例えば搬入用計量棟-搬出用計量棟間）は、貴市範囲という理解でよろしいでしょうか。	新たな計量棟までの配線工事は別途工事とするため、本工事では対応不要です。ただし、新たな計量棟への電気の取り出しが可能なように、盤には予備を確保してください。
60	33	第1章	第9節	3 3)	現焼却工場跡地整備関連工事を検討するに当たり、現焼却施設のうち解体対象と跡地整備範囲をお示し頂けませんでしょうか。	公告時に提示します。
61	34	第1章	第9節	3 3) (1)	跡地整備計画における車両動線を検討するため、跡地整備範囲に整備予定の施設について、想定される施設（計量棟、ストックヤード、屋外トイレ）の規模をご教示願います。ストックヤードについては、P146に記載の（2）ストックヤードと同等規模と捉えてよろしいでしょうか。	基本計画を参照の上、ご提案ください。ストックヤードについてはご理解のとおりです。
62	34	第1章	第9節	3 3) (1)	跡地整備範囲整備想定建物のうち、ストックヤードは 146頁に示されているストックヤード（仮設）と同条件の施設ととらえてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	38	第1章	第3節	3 3)	現焼却工場等解体後の跡地利用として、車両動線等を踏まえて跡地整備範囲整備想定建物配置図（計量棟、ストックヤード、屋外トイレ）、跡地整備外構図を作成することとありますが、跡地整備範囲整備想定建物配置図を作成するにあたり、跡地整備範囲が図示されているCADデータをご提示いただけないでしょうか。	公告時に提供します。
64	34	第1章	第9節	3 3) (1)	跡地整備範囲整備想定建物のうち、屋外便所についての 要求仕様（大きさ他）等について ご提示ください。	No. 61を参照してください。
65	34	第1章	第9節	3 3) (3)	跡地整備計画の内容が具体的にわかる図面をご提示ください。	基本計画を参照の上、ご提案ください。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
66	34	第1章	第9節	3 3) (3)	工場立地法の規制事項を具体的にご提示ください。緑地率によっては、跡地の緑地や公園等を提案してもよいと考えてよろしいでしょうか。	前段については、工場立地法で定める面積規制を満足してください。 後段については、ご理解のとおりです。
67	34	第1章	第9節	3-3) (3) ③	ごみ処理施設は、都市計画法施行令第21条により公益上必要な建築物として政令で定められているため開発許可申請は不要との認識ですが、「開発関連協議」は誤記という理解でよろしいでしょうか。	開発許可は不要ですが、福島市開発指導要綱に基づく手続きは必要です。
68	33	第1章	第9節	3-3) (3) ③	「開発関連協議」との記載がありますが、本施設は都市計画法第29条1項に示す公益上必要な建築物として開発許可を必要としない建築物として取扱うものと理解してよろしいでしょうか。	No. 67を参照してください。
69	37	第1章	第11節		所定の性能とは、第1章第2節計画主に記載の9焼却条件、10公害防止基準、11焼却残渣基準と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
70	41	第1章	第12節	3-3)	「他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め」と記載がありますが、既設工場からヘルシーランド福島へ接続されているインフラ関係設備(配管や電気配管など)について、工事用地のどの位置を横断しているか位置図を提供願います。また、工事期間中に工事エリア内で機能維持しなければならない設備もしくは、メンテナンスエリア確保が必要な設備が工事エリア内にあるかをご教示下さい。	既存工場からヘルシーランド福島への蒸気配管が県道沿いの敷地境界線内にありますので、これを工事期間中においても機能維持してください。蒸気配管トレンチは実施方針添付資料1の県道沿い敷地境界線付近の以下の線により図示されたものが該当します。 
71	42	第1章	第12節	3 5)	電気主任技術者の監督範囲に資源化工場とヘルシーランド福島の他に2施設ありますが、各施設に相応の代務者が配置され点検・保守・維持管理を実施し、電気主任技術者は保安点検実施前の内容の確認、実施後の実施報告の確認をすることが、2施設に対する職務という理解でよろしいでしょうか。	資源化工場及びヘルシーランド福島に係る運営維持管理は電気主任技術者による電気設備の保安点検も含め、本市にて実施します。
72	42	第1章	第12節	3 5) (2)	建設工事中は、建設事業者がみなし設置者として、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任することも可と考えてよろしいでしょうか。	運営事業者にて専任してください。
73	42	第1章	第12節	4	上水引込工事はP. 31では工事範囲外となっていますが、建設事業者の工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	42	第1章	第12節	4	「本施設に関する上水及び電話等の取合点から本施設までの接続等に関する工事は、建設事業者の負担とする。ただし、電気の引込工事負担金は本市負担とする」とありますが、実施方針の7ページ第2章1. (12) 2) に「⑥事業者工事範囲外の関連工事」と示される貴市が行う業務として、「水道の引込工事」とあるため、上水引込みに関わる負担金・分担金等が必要な場合(本管の敷設替工事を水道局殿が実施する場合の工事負担金を含む)、別途貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
75	42	第1章	第12節	4	電気の引込について、東北電力ネットワーク様と事前相談、接続検討の申し込み等の協議の内容（電圧・回線数の確認、取合点の遮断電流値及び受電遮断器の推奨遮断電流値、電力会社様の工事実施工程、その他特記事項等）をご提供願います。	No. 49を参照ください。
76	49	第2章	第2節	1 2)	「搬入用2基（二期工事に於いて搬出用計量棟を整備するまでは、搬入搬出用兼用とする。）」とありますが、搬出用計量棟を整備するまでは、1台を搬入用、もう1台を搬出用として運用するという理解でよろしいでしょうか。	周回で利用することとなると考え、その場合は搬入用搬出用兼用となることを想定しています。 なお、2基の計量器は委託許可車両用と一般市民用として計画しております。
77	49	第2章	第2節	1 2)	「搬入用2基（二期工事に於いて搬出用計量棟を整備するまでは、搬入搬出兼用とする。）」とありますが、整備時期についてご教示下さい。	基本計画中の全体事業スケジュールを参照ください。
78	49	第2章	第2節	1 2)	計量機2基で全車両2回計量の対応が可能かどうかを確認するために、計量事務有り無し毎に1日あたりの最大車両台数と1時間あたりの最大車両台数をご提示ください。	運営・維持管理編No. 12を参照ください。
79	49	第2章	第2節	1 5) (3)	「搬入車両は原則として全車両2回計量」とありますが、登録済みの収集車（パッカー車）は1回計量と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
80	49	第2章	第2節	1 5) (3)	「搬入車両は原則として全車両2回計量」とありますが、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源化物の搬入・搬出車両に対しても適用されると理解してよろしいでしょうか。	左記のものは、計量棟において受付のみを行います。ただし、不燃ごみ等を持ち込む者は基本的に可燃ごみとの混載状態と考えられ、その場合は「要求水準書 運営・維持管理編第9章 第2節 3）」の対応を行います。
81	50	第2章	第2節	1 5) (14)	周回して搬入・搬出の計量を行う場合、渋滞が予想されますが、焼却工場解体後の搬出用計量棟の設置までは、渋滞が許容されるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、委託収集車や事務所直営車両等の登録車両を1回計量にする、というご対応をお考えでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、No. 79を参照ください。
82	50	第2章	第2節	2-1 3) (1)	プラットフォーム 幅員(有効) 18m 以上とありますが、投入扉面から対面の壁面までの長さが18m以上という理解でよろしいでしょうか。	扉周辺や壁に柱型等の凸部がある場合は、一番突出している部分から反対側の一番突出している部分までの最短距離（壁手前に衝突防止ポール等を設ける場合にはその部分から）で18mを確保してください。
83	50	第2章	第2節	2-1 3) (1)	一方通行であれば幅員を16mとしてもよろしいでしょうか。	No. 82のとおりとする。
84	52	第2章	第2節	4	「搬入ごみを車両から受入れ一時貯留し、危険物・処理困難物及び有価物の選定作業を行うことができる構造」とあり、展開検査が可能な構造の要求と推察しておりますが、運営・維持管理業務編p. 37の貴市業務の展開検査は年間2回程度と頻度の少ないものです。 ダンピングボックスは、市民持込の安全性を重視したものであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
85	53	第2章	第2節	5 3) (2)	ごみピット容量算定単位体積重量は0.25t/m ³ と指定されておりますが、ごみピット容量算定用の比重については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改定版」において「一般にごみピット容量計画時のごみ単位体積重量は圧縮を考慮し0.3程度としている。」とあることから、ごみピット内の容量算定用比重については、0.3とすることを認めて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
86	53	第2章	第2節	5 5) (8)	「ごみピットの躯体は、ごみクレーン受梁以上の高さまでSRC造またはRC造とすること。」とありますが、P147 3) 躯体構造 (3) では、「架構は、強度、剛性を保有するとともに軽量化に努め、地震時の変位も有害な変形にならない構造とすること。」と記載されています。防臭性を確保した仕様のS造として計画した弊社実績もございますので、防臭性と軽量化を両立できる仕様の選定をお認め頂けませんでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
87	62	第2章	第3節	3-2 3)	落じんホップシュートの材質・厚さがSS400で12mm以上とありますが、耐摩耗を考慮した材質やライニング材を採用することで、厚さを事業者にて計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
88	65	第2章	第4節	1-2 5) (5)	「ボイラー鉄骨は各缶独立した構造とし・・・」との記載がありますが、ボイラー本体が独立して自立する構造であれば、それを支持する鉄骨は1・2号が連結した構造でも可という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりそれぞれが独立した構造とする。
89	66	第2章	第4節	3 2)	ボイラー給水ポンプ数量について3基と記載がありますが、施設の安定的かつ連続的な運営を担保することを前提に、事業者実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する数量で提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
90	71	第2章	第4節	9 4) (2)	「夏季全炉高質ごみ定格運転において、タービン排気もしくは全量タービンバイパス時に全量復水できる容量とすること」とありますが、ここでの夏季とは、3) (6) 設計空気入口温度に記載されている35℃の場合と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	76	第2章	第5節	2 5) (7)	「貯槽容量は、常に薬剤最大使用量の7日分以上貯留しておくことを考慮したもの」とありますが、4) (2) 薬剤貯留装置の容量では「基準ごみ時使用量の10日分以上」と記載があります。2炉基準ごみ時7日間の自立運転を常に可能とすることを条件に、薬剤貯留装置の容量につきましては、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 また、同様の考え方を下記機器にも適用することを認めていただけないでしょうか。 ・5.3.2-2 NO _x 除去設備 4) (1) 薬剤貯留装置 ・5.3.3 活性炭吹込設備 4) (1) 貯留サイロ容量	要求水準書のとおりとします。
92	79	第2章	第6節	2	温水供給設備は「電力を利用して温水を作り、」と記載がありますが、余熱利用の効率の観点から、温水供給設備の形式（蒸気供給、電気供給）は事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
93	79	第2章	第6節	2	温水を作る方法として、電気利用以外の方法を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
94	79	第2章	第6節	2	温水供給設備について、温水循環式と考えますが、本施設の熱源設備とヘルシーランド間の配管途中に設置が必要な循環ポンプや膨張タンクはヘルシーランド福島に既存で設置されているものではなく、本施設に新設するものと考えてよろしいでしょうか。本施設に新設する設備を計画するために既存施設のフローシートを頂けないでしょうか。	公告時に提示します。
95	79	第2章	第6節	2 5) (2)	供給日数353日とのご指定ですが、全休炉12日以内として、温水を供給するとの理解でよろしいでしょうか。	全休炉の期間とは関係なく、ヘルシーランド福島の開館期間です。全休炉であっても、ヘルシーランド福島への温水供給、送電は継続するものとします。
96	79	第2章	第6節	2-6) (3)	温水供給設備の戻り温水温度が指定なしとなっておりますが、供給熱量の算出に必要となりますので仮定でも戻り温水温度をご指定いただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
97	79	第2章	第6節	2 6) (3)	「戻り温度指定なし」と記載がありますが、温水供給設備計画のために戻り温度をご教示ください。	No. 96を参照してください。
98	80	第2章	第7節	1 1)	「電動機軸直結ターボ型」とありますが、メンテナンス性及び燃焼用空気温度等を考慮し、電動機接続方式についてはカップリング方式を含む事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
99	81	第2章	第7節	3 1)	「1)形式 蒸気式空気加熱器(ベアチューブ式)」とありますが、燃焼用空気加熱器への供給空気はフィルタにて除じんするなどの対策を講じ目詰まりの恐れがない場合は、機器設置スペースの合理化の為、弊社にて実績が多数あるフィンチューブ式の採用を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとする。
100	83	第2章	第7節	7 3) (2)	「建築構造設計基準」の最新版(本年3月末改訂)では『高さが45mを超える建築物の設計にあつては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する』と明記されております。 ごみ焼却施設の建物高さのうち、煙突は (1)独立又は建屋一体 (2)煙突高:59m とありますが、建屋一体の場合、煙突内には屋内的空間を含まず、建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建物高さに算入されないと理解してよろしいでしょうか。 もし、煙突が建物高さに算入される場合、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さを建物高さとして理解してよろしいでしょうか。 大臣認定の要否はクリティカルパスである建築設計工程に大きな影響を与えるため、見積計画書、本件建物の高さの解釈について明確にたく、入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	煙突は建物高さに算入しません。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
101	83	第2章	第7節	7 5) (3)	階段は、外筒頂部迄手摺付き階段を設置とありますが、外筒頂部付近迄階段とし、頂部屋根へは垂直梯子の昇降によりハッチを介して出入りすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	92	第2章	第9節	-	「上水の供給が停止した場合に備えて、1週間程度の操業が可能ないように配慮すること。」とありますが、1炉基準ごみ運転時に7日以上操業できる容量と解釈してよろしいでしょうか。	2炉運転時に7日間操業できる容量とします。
103	93	第2章	第9節	2	上水断水時の備えとして、7日分以上運転継続できる容量確保に関して飲料水は除くものの、手洗い・トイレ・浴室・洗濯などで使用する生活用水に関しては7日分確保するという設計要件ととらえています。この理解でよろしいでしょうか。	生活用水についてはご理解のとおりですが、7日分以上確保する対象にはプラント用水も含まれます。
104	94	第2章	第9節	4 5) (1)	機器冷却水水槽の温度制御はインバータによる回転制御ではなく、発停制御を計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
105	96	第2章	第10節	1	ごみピット排水はごみピットへ戻した後、ごみとともに焼却処理する方式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
106	98	第2章	第10節	2	”資源化工場等の生活排水を本施設の合併浄化槽に接続することになるため、その分の処理容量を確保する”との記載がありますが、その分として必要な処理容量の参考値として、現状の資源化工場等の生活排水量実績データをご提示ください。	公告時に提示します。
107	98	第2章	第10節	2	資源化施設工場からの処理水の取り合いは、本整備範囲境界付近まで接続用配管を敷設、柵内フランジ止め等とすれば宜しいでしょうか。ポンプ圧送となり中間ポンプ等も必要になると思われますが、資源化施設工場側からの排水計画・配管径等について ご提示ください。	公告時に提示します。
108	98	第2章	第10節	2	建設費を抑える観点から、資源化施設工場等の生活排水は現状の浄化槽の使用を継続する計画はありませんでしょうか。	公告時に提示します。
109	98	第2章	第10節	2	生活排水について「現焼却工場跡地整備において、資源化工場等の生活排水を本施設の合併処理浄化槽に接続することとなるため、その分の処理容量を確保する・・・」とあります。貴市にて資源化工場等付近に中継ポンプ槽を設置し、浄化槽までポンプ圧送するという考えでよろしいでしょうか。その場合の生活排水の量（m ³ /日）をご教示下さい。また、本整備範囲境界付近の接続点の位置は、建設事業者の計画によるという理解でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
110	98	第2章	第10節	2	資源化工場等の生活排水の配管と請負者が必要に応じて整備する接続用の配管との接続箇所・高さ（取合点）、配管径を入力公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	公告時に提示します。
111	98	第2章	第10節	2	「資源化工場等の生活排水を本施設の合併処理浄化槽に接続することとなるため、その分の処理容量を確保する」とありますが、資源化工場、屋外トイレ、搬出用計量棟で想定される日排水量および、仮に本施設に合流しない場合にそれぞれの施設に必要となる浄化槽の人槽をご教示ください。	公告時に提示します。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
112	99	第2章	第10節	3	排水処理設備の容量決定のため、資源化工場のプラント排水流量（最大及び平均）と排水の水質について入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	公告時に提示します。
113	99	第2章	第10節	3	プラント排水について「現焼却工場跡地整備において、資源化工場のプラント排水を本施設の排水処理設備に接続することとなるため、その分の処理容量を確保するとともに、本整備範囲境界付近まで接続用の配管を敷設し、接続点には柵を設けること。」とあります。貴市にて資源化工場にポンプを設置し、本施設の排水処理設備まで圧送するという理解でよろしいでしょうか。その場合の排水量（m ³ /日）をご教示下さい。また、本整備範囲境界付近の接続点の位置は、建設事業者の計画によるという理解でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
114	99	第2章	第10節	3	資源化施設工場からの処理水の水量・水質・配管種別・径等について教えてください。取り合いは、本整備範囲境界付近まで接続用配管を敷設、柵内フランジ止め等とすれば宜しいでしょうか。	前段は公告時に提示します。 後段はご理解のとおりです。
115	99	第2章	第10節	3	”機器の仕様は、処理水の水質を工場棟内で再利用するのに支障のないものとするを条件に提案とし、処理水の使用先についても提案とする。”との記載がありますが、p101 3-4 砂ろ過塔は[2]基(交互運転)については、公共用水域への放流基準ならびに工場棟内で再利用するのに支障のない水質とすることを条件に、ろ過形式ならび数量について事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとする。
116	100	第2章	第10節	3-2 1)	汚泥発生量は小容量ですので、凝集沈殿槽からごみピットに直接移送して「汚泥濃縮槽」と「濃縮汚泥貯留槽」は設置しないものとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとする。
117	102	第2章	第11節		”高圧ケーブル引き込み取り合い点以降の本施設に必要な全ての電気設備”と記載されていますが、特高受電に必要な機器を建設事業者が設置するとの理解でよろしいでしょうか。その場合の電力会社との取合点についてご提示ください。	前段はご理解のとおりです。 後段の取合点については、No. 18を参照してください。
118	103	第2章	第11節	2 2-1	構内引込用柱上開閉器が記載されておりますが、特別高圧で受電するため、本項は非該当という理解でよろしいでしょうか。また、責任分界点は、ガス絶縁開閉装置のケーブルヘッドという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、No. 18を参照してください。
119	103	第2章	第11節	2 2-1	特高受電のため、構内引込用柱上開閉器は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 118を参照してください。
120	104	第2章	第11節	2-6	力率改善・高調波抑制効果・経済性等検討した上で、低圧のコンデンサで計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
121	105	第2章	第11節	4 2)	非常用電源盤は200V用動力主幹盤にMCCBを設置し、本MCCBから給電することでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとする。
122	105	第2章	第11節	4 2)	資源化工場用主幹盤は、112ページに記載通り6.6kVで送電するため、本項は非該当という理解でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
123	105	第2章	第11節	5-1	動力制御盤の形式は、鋼板製屋内閉鎖自立形コントロールセンター（JEM 1195）ではなく、汎用性・市場性・拡張性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立形（JEM 1265、電磁開閉器集合盤方式）で計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとする。
124	105	第2章	第11節	5-1	2)項 数量中の非常用動力制御盤は、炉用動力制御盤・共通動力制御盤に含む計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとする。
125	106	第2章	第11節	5-4	オペレータコンソールに機能を集約することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	108	第2章	第11節	6-2 4) (2)	オペレータコンソールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	111	第2章	第11節	9	太陽光発電設備に関して、想定されている設置場所等あればご提示ください。	事業者の提案とします。
128	112	第2章	第11節	10, 11	資源化工場、ヘルシーランド福島への送電工事に、各施設の高調波流出量は接続検討申込書に添付する高調波計算書には、考慮不要という理解でよろしいでしょうか。	現時点で高調波対策については、不要と考えております。
129	112	第2章	第11節	10 3)	資源化工場への送電量が約90kWとありますが、時間当たりの最大送電量という理解でよろしいでしょうか。また、1日当たりの消費電力量をご教示下さい。	公告時に提示します。
130	112	第2章	第11節	10 3)	年間売電量の提案値に関して各社の評価を同じ基準にするために資源化工場への年間送電量をご教示下さい。また、資源化工場の閉館日時の記載がありますが、資源化工場への送電を行う日にちと時間も閉館日時と同様と考えてよろしいでしょうか。	前段については、No. 129を参照してください。後段については、閉館日も一定の送電が必要となります。
131	112	第2章	第11節	10 4)	焼却処理施設の全休炉期間中に資源化工場が開館する場合は、電力会社からの買電を行う必要があるため、資源化工場の操業計画について別途協議することをお認めいただけないでしょうか。	資源化工場の操業計画は事業者決定後、本市と受注者の協議にて決定するものとします。
132	112	第2章	第11節	10 5) (1)	資源化工場への送電工事の取合は、南端境界付近に設置するハンドホール及びハンドホールまでの埋設配管が事業者範囲で、高圧配電盤からのケーブル配線工事は貴市範囲という理解でよろしいでしょうか。	南端境界付近に設置するハンドホール及びハンドホールまでの埋設配管及び資源化工場までの配線工事が事業者範囲となります。現工場敷地（二期工事エリア）については仮設となります。
133	112	第2章	第11節	10 5) (1)	建設事業者は、新施設から整備範囲内の南端境界付近迄の配線管路（接続用マンホール含む）とそこまでの配線が工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	No. 132を参照してください。
134	112	第2章	第11節	11	ヘルシーランド福島への送電について「単相3線式200V/100V 1回線 送電量約170kW」と記載がありますが、3相電源は必要ないと理解してよろしいでしょうか。もし、ごみ焼却施設からの電源にて三相電源が必要な場合、送電距離による電圧降下を考慮して高圧送電とし、ヘルシーランド福島側で変圧する計画をご提案してよろしいでしょうか。	ヘルシーランドへの送電は、高圧とします。公告時に要求水準書を修正します。
135	112	第2章	第11節	11 3)	送電量170kWの電圧別(200V、100V)の負荷容量をご提示ください。	No. 134を参照してください。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
136	112	第2章	第11節	11 3)	ヘルシーランド福島への送電量が約170kWとありますが、時間当たりの最大送電量という理解でよろしいでしょうか。また、1日当たりの消費電力量をご教示下さい。	No. 134を参照してください。
137	112	第2章	第11節	11 3)	ヘルシーランド福島への配電方式は、送電量が大きいため、単相3線式 200/100Vではなく、3相3線式 6.6kV 1回線で計画してもよろしいでしょうか。 この場合、 ①ヘルシーランド福島への6kV受電設備は貴市の所掌という理解でよろしいでしょうか。 ②事業者所掌の場合は、現在の受電盤の単線系統図、回路図、機械室配置図、受電第1柱～受電盤周りの配線配管工事図等資料をご提供願います。	No. 134を参照してください。 ①、②については、公告時に提示します。
138	112	第2章	第11節	11 3)	年間売電量の提案値に関して各社の評価を同じ基準にするため、ヘルシーランド福島への年間送電量(電力による温水生成を行う場合は、温水供給に使用する電力分も含む)を入札公告資料としてご提示いただけないでしょうか。	公告時に提示します。
139	112	第2章	第11節	11 3)	ヘルシーランド福島への送電量の記載がありますが、温水供給に伴う電気使用量も含んだものとして考えてよろしいでしょうか。	温水供給に伴う電気使用量は含みません。
140	112	第2章	第11節	11 4)	ヘルシーランド福島の開館時間の記載がありますが、ヘルシーランド福島への送電を行う時間も開館時間と同様と考えてよろしいでしょうか。	送電量が多い時間帯であれば開館時間となりますが、準備、後片付けにも時間を要し、月1回の閉館日は清掃及びメンテナンスを行うため送電が必要です。施設にある機器の待機電力も必要となります。
141	112	第2章	第11節	11 5) (1)	「ヘルシーランド福島側取合点まで配線すること」と記載されておりますが、取合点位置及び想定配線経路の資料をご提供願います。 尚、配線工事は架空電線工事という理解でよろしいでしょうか。	公告時に提示します。 また、配線工事は架空または埋設は提案とします。
142	112	第2章	第11節	11 5) (1)	ヘルシーランド福島への配電工事の取合点位置がわかる図面をご提示ください。	No. 141を参照してください。
143	112	第2章	第11節	11 5) (1)	資源化施設、ヘルシーランド福島への配電工事での取合いを行うにあたり、今回事業の範囲として実施する資源化施設、ヘルシーランド福島の施設内での改造・盛替え工事等あればご提示ください。	ありません。
144	114	第2章	第12節	2 3) (1 1)	計量棟での遮断機、若しくは信号機による車両管制と考えてよろしいでしょうか。	車両管制の内容は提案によります。
145	116	第2章	第12節	3 2) (10)	02換算した計測値をオペレータコンソールで連続監視するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	116	第2章	第12節	3 2) (10)	「任意の警報値設定が可能なものとし、警報発信機能も有すること。」と記載されておりますが、本機能は、118ページ5項 制御装置(中央制御室)で計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
147	117	第2章	第12節	3 3) (1)	H:計量棟付近 今回工事では1か所の計量棟を設置する計画なので、カメラ台数は2台として考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
148	117	第2章	第12節	3 3) (1)	K:出入口 出入口6か所がわかる図面をご提示ください。	公告時に提示します。
149	117	第2章	第12節	3 3) (1)	L:構内道路 設置場所8か所がわかる図面をご提示ください。	事業者の提案とします。
150	117	第2章	第12節	3 3) (1)	カメラ仕様に「回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮したうえで、旋回機能を備えたドーム型カメラにて計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
151	117	第2章	第12節	3 3) (1)	カメラ仕様に「ワイパー付」の記載がありますが、設置環境に配慮したうえで、ワイパーが不要となる、親水コーティングドーム型カメラにて計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
152	117	第2章	第12節	3 3) (1)	回転雲台と同等の機能を持ち、ワイパーが不要となるドーム型カメラを使用してもよろしいでしょうか。	No. 150、151を参照してください。
153	117	第2章	第12節	3 3)	全てのカメラの設置場所は、実施方針の添付資料1 事業実施区域に示される敷地境界線内に設置する計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	117	第2章	第12節	3 3) (2)	117ページに管理棟見学者説明室に[30]インチのITVモニタを、124ページに大会議室に大型プロジェクタの設置要求がありますが、144ページの管理棟平面計画では大会議室（見学者説明用）と見学者説明室は同室と理解されます。この場合は、117ページの管理棟見学者説明室用[30]インチのITVモニタは不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	118	第2章	第12節	5 5-1 4)	ITVモニタにオペレータコンソールの画面を表示することで中央監視盤の機能を実現することでよろしいでしょうか。	提案を可とします。
156	120	第2章	第12節	6 6-2	機能的に満足するという条件で、1)日報・年報作成用プリンタと2)画面ハードコピー用カラープリンタを兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
157	123	第2章	第13節	5 5-1	大会議室に置くようなキャスター付きの可動式か見学者展示用に壁面に設置するタイプが考えられますが、設置イメージをご提示ください。	キャスター付きの可動式の物を想定しております。
158	124	第2章	第13節	5 5-3	説明用映写ソフトの使用言語は日本語のみと考えてよろしいでしょうか。	日本語と英語とします。
159	124	第2章	第13節	5 5-5	場内案内説明装置の使用言語は日本語のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	125	第2章	第13節	5 5-7	スクリーンやガラス等、モニタ以外の媒体への投影を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
161	126	第2章	第13節	8	既存小動物焼却施設の実績データとして以下情報をご提示ください。 ・年間運転日数 ・1日当たりの処理頭数(最大・平均) ・有害物質排ガス計測データ ・既設焼却炉の処理能力 (kg/h)	公告時に提示します。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
162	127	第2章	第13節	8 4) (6)	福島県生活環境の保全等に関する条例におけるばい煙発生指定施設に該当するかどうかの判断は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の別表第1（第4条関係）の1表4の項に掲げる施設、または別表第1の2の表6の項に掲げる施設に該当するかどうかの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	127	第2章	第13節	8 4) (7)	ばい煙指定施設に該当し、単独排気を提案する場合は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の別表第3（第7条関係）、別表第4（第8条関係）の規制値を守るとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 第1章 第2節 10 1) 排ガス基準値」を満足してください。
164	127	第2章	第13節	9	P6に記載の野良犬猫2,100頭は有害鳥獣の一部と考えてよろしいでしょうか。	有害鳥獣ではありませんが、有害鳥獣と同様の処理とすることは可とします。
165	128	第2章	第13節	10 2)	電気自動車急速充電設備の数量2台とありますが、来客者用の駐車場台数の内数と考えてよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
166	129	第3章	第1節	1 1)	ストックヤードは仮設であり、跡地整備時期に別途工事として解体し、移設すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	129	第3章	第1節	1 2) (2)	建設用地の地質の状況、地形および取合い点等の情報が添付に見当たりません。ご提示ください。	公告時に提示します。
168	129	第3章	第1節	1 2) (2)	「建設用地の・・・及び取合い点等の情報は添付資料を参照のこと」とありますが、公告時には提示されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	131	第3章	第1節	1 6)	見積にあたっては、市提供の測量図、建設用地地質調査資料に基づいて計画を行い、契約後に必要に応じて建設事業者が実施する調査において差異が確認され整備費・工程等に影響がある場合は、実施方針 添付資料3 設計リスク_測量・調査リスク（No.26）において変更対象となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	131	第3章	第1節	1 6)	「測量図、建設用地地質調査資料によること。」とありますが、添付に見当たりません。ご提示ください。	公告時に提示します。
171	131	第3章	第1節	1 7) (3)	別に定める仕様書をご提示ください。	別途、要求水準書を提示する予定です。
172	131	第3章	第1節	1 7) (3)	別に定める仕様書とは、実施方針 添付資料3 用地リスク_用地の瑕疵リスク（No.32）において変更・費用増加等が見込まれることが顕在化した際に定められる仕様書と理解してよろしいでしょうか。	No.171を参照してください。
173	131	第3章	第1節	1 7) (3)	「掘削時に廃棄物が確認された場合は、別に定める仕様書に則り適切に処理すること」とありますが、仕様書とは要求水準書にて示された関係法令を遵守することを意味しているのでしょうか。あるいは別途、仕様書をご提示いただけるのでしょうか。	別途、要求水準書を提示する予定です。
174	131	第3章	第1節	1 7) (4)	事前に提示された図面、資料に記載されていない地中埋設物は全て予期せぬ地中埋設物と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
175	132	第3章	第1節	1 8) (6)	「建設残土が発生した場合は、重金属類等の汚染状況を把握するとともに適切な処分先を確保すること。」との記載がありますが、土壌汚染を内包する敷地として土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況詳細調査を必要とする見積条件と考えてよろしいでしょうか。また、提示いただいた土壌汚染等調査報告書に記載のない汚染土壌が判明した場合、その処理等にかかる費用、工期は別途協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	別途示す要求水準書にて示す予定です。
176	132	第3章	第1節	1 9) (2)	作業時間は「原則として午前8時30分から」とありますが、「午前8時00分」から開始してもよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
177	133	第3章	第1節	2 1) (5)	開発許可を必要としない場合に都市計画法施行規則第23条の3で規定する緩衝帯の幅は適用されず、P133でご要求の緩衝緑地帯幅は事業者が、任意に決定する理解でよろしいでしょうか。また、「敷地外周部」とは既設に面する部分を除くと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
178	133	第3章	第1節	2 1) (5)	敷地外周部に設ける緩衝緑地帯は、開発区域を全敷地面積28,000 m ² ととらえ、幅員5mが必要になると理解してよろしいでしょうか。	No. 177を参照してください。
179	133	第3章	第1節	2 1) (5)	敷地外周部に設ける緩衝緑地帯は、開発区域を全敷地面積28,000 m ² ととらえ、建設予定地南側・現焼却施設と接する部分には設ける必要がない、ととらえてよろしいでしょうか。	No. 177を参照してください。
180	133	第3章	第1節	2 1) (5)	敷地外周部に設ける緩衝緑地帯は、建設予定地北側・ヘルシーランド福島と接する部分には設ける必要がある、ととらえてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
181	133	第3章	第1節	2 2) (1)	「なお、市道が土砂災害特別警戒区域に指定されている状況に配慮し、現焼却工場解体後の跡地整備時には、県道側からも工場棟へのごみの搬入が可能となる動線確保を考慮した車両動線とすること。」とありますが、県道側へ設けるごみ搬入用出入口は跡地整備計画範囲内に設けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
182	134	第3章	第1節	2 2) (9)	現焼却工場解体及び跡地整備期間は本施設の計量機を使用するため、資源化工場の計量車両動線に配慮すること。とありますが、資源化工場の計量車両とは資源化工場で発生した処理後可燃物の搬入車両という理解でよろしいでしょうか。	資源化工場に資源ごみを搬入する車両及び資源化工場で発生した処理後可燃物を新焼却工場へ搬入する車両です。
183	134	第3章	第1節	2 2) (9)	資源化工場の計量車両動線に配慮すべき事項をご提示ください。	要求水準書に記載の通りです。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答																														
184	134	第3章	第1節	2 2) (14)	<p>渋滞検討のため、以下の車両台数について、ご提示ください。運営業務要求水準書P18の第3章第12節の情報だけでは読み取れないため、以下の表を埋めていただきたく御願います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計量事務</th> <th>行き先</th> <th>1日 最大台数</th> <th>時間 最大台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有り</td> <td>投入扉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダンピングボックス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>破碎機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストックヤード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">なし</td> <td>投入扉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダンピングボックス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>破碎機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストックヤード</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計量事務	行き先	1日 最大台数	時間 最大台数	有り	投入扉			ダンピングボックス			破碎機			ストックヤード			なし	投入扉			ダンピングボックス			破碎機			ストックヤード			<p>公告時に提示します。</p>
計量事務	行き先	1日 最大台数	時間 最大台数																																	
有り	投入扉																																			
	ダンピングボックス																																			
	破碎機																																			
	ストックヤード																																			
なし	投入扉																																			
	ダンピングボックス																																			
	破碎機																																			
	ストックヤード																																			
185	141	第3章	第2節	1 3) (1)	<p>市事務所： 搬入の受付・計量・料金徴収、小動物の場合は、これに加えて中間処理・遺骨返還等の業務を行う市関係者は、全員この事務所で執務されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>就業前後は事務室にて打合せ等を行います。各持ち場にて就業する職員もおります。</p>																														
186	141	第3章	第2節	1 3) (1)	<p>市事務所： 配置計画によっては、1室でなく2室等に分割することを提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>不可とします。</p>																														
187	144	第3章	第2節	1 3) (2)	<p>大会議室： 大会議室を集会所の機能もあるとみなし、一般市民に貸し出すことはお考えでしょうか。また、SPCに貸し出しを行い、同室にてSPCが主体で開催する環境啓発等の講座を設ける事は可能でしょうか。</p>	<p>貸し出しは行いません。</p>																														
188	144	第3章	第2節	1 3) (2)	<p>大会議室： 小学生全員とは、143頁エントランスおよびエントランスホールに記載の「見学者60名程度」ととらえてよろしいでしょうか。134頁 見学者だまりの仕様にある「小学生30名」でしょうか。146頁の「90人」でしょうか。</p>	<p>最大で90人（小学生60人+引率等）を想定しております。（備品の机、椅子は90人分） 通常の見学は2クラス（1クラス30名）を想定しており、エントランスのスペースが2クラス60名分、クラスごとでの見学を想定し、見学者だまりは1クラス30名分のスペースとしております。</p>																														
189	146	第3章	第2節	1 6) (2)	<p>ストックヤードの計画にあたり、鉄かごに貯留した資源物の搬出車両への積み込み方法等について教えてください。かごと積み込むのでしょうか。かごから搬出車に積替えを行うのでしょうか。また、積み込みに使用する建機等についてご提示ください。</p>	<p>資源物のみをかごから運搬車へ手作業により積み込みます。</p>																														
190	146	第3章	第2節	1 6) (2)	<p>ストックヤードを解体跡地への移設後、その場所を駐車場として利用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者等の駐車場として利用可能です。</p>																														
191	146	第3章	第2節	1 6) (2)	<p>ストックヤードにおいて、「将来の現焼却工場解体跡地への本設を考慮し仮設として設置すること。」とありますが、使用期間をご教示下さい。また、解体を行う場合は貴市にて行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>使用期間は、新工場稼働後から二期工事終了後までです。解体は市で実施いたします。</p>																														
192	146	第3章	第2節	1 6) (3)	<p>駐輪場の台数をご教示下さい。</p>	<p>公告時に提示します。</p>																														
193	146	第3章	第2節	1 6) (3)	<p>駐輪場の使用者は、市職員と考えてよろしいでしょうか。また、必要な駐輪台数についてご提示ください。</p>	<p>公告時に提示します。</p>																														

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
194	148	第3章	第2節	2 4) (1)⑥	プラットホームの面する諸室内壁RC造について、階高全てでなく床面から1-2m等接触のおそれがある範囲とし上部は別仕様とすること、壁手前に衝突防止ポール等を設けることでの対応等でもよろしいでしょうか。また、衝突とは走行車両の速度を保ったままでの正面衝突等ではなく、運転誤操作等による接触程度を意味し、壁の設計にあたり衝突荷重等は考慮する必要はない、と理解してよろしいでしょうか。	前段については、提案を可とします。その場合、プラットホームの幅員（No. 82参照）にご注意ください。後段については、ご理解のとおりです。
195	150	第3章	第2節	3 3)	工事中の降雪期の既存施設の雪捨て場・留場等で工事上考慮する干渉や注意事項はあるかご教示下さい。	特にありません。
196	153	第3章	第3節	1 1) (5)①	沈殿池、雨水調整池の要求事項について、ご提示ください。雨水調節池とは開発行為の際に必要な雨水調節池を指し、全敷地 28,000 m ² に対する雨水調節池を今回の建設予定地内に設けよ、という要求事項と理解してよろしいでしょうか。	公告時に提示します。
197	153	第3章	第3節	1 1) (5)①	沈殿池、雨水調整池の要求事項について、準拠すべき設計要件や必要貯水量、今回事業における、流末設備・放流取合の位置、構造、レベル等について ご提示ください。	No. 196を参照してください。
198	153	第3章	第3節	1 1) (5)①	①沈殿池、雨水調整池等を設けること、とありますが、どちらも工事仮設としての設備と捉えてよろしいでしょうか。若しくは、本設とする場合、仕様や有効容量についてご提示をお願い致します。	No. 196を参照してください。
199	153	第3章	第3節	1 1) (5)①	「①沈殿池、雨水調整池等を設けること。」とありますが、雨水流出抑制を目的としていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	153	第3章	第3節	1 1) (5)①	造成工事に「沈殿池、雨水調整池等を設けること。」とありますが、これは工事中の濁水対策として仮設の沈殿池、雨水調整池等を設けるという意図という理解でよろしいでしょうか。本設の場合は、設置に際しての関係法令等をご教示下さい。	No. 196を参照してください。
201	155	第3章	第3節	3 6) (1) ①	門柱の基数を3とのご指定ですが、敷地出入口は現況に同じく3か所設けるご指定と考えて宜しいでしょうか。この場合に、既存出入口からの変更は可能でしょうか。道路管理者との協議事項があればお示し頂けませんかでしょうか。	No. 17を参照してください。
202	156	第3章	第3節	3 6) (5)③	ヘルシーランド福島駐車場とは、今回事業として建設予定地内で整備を行う、ヘルシーランド福島来場者用の駐車場（80台分）を指し、フェンスはヘルシーランド福島来場者用の駐車場の南側に今回の新施設とを区切る形で設けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	156	第3章	第3節	3 6) (5)③	ヘルシーランド福島へのアクセスは一旦県道に出ると考えてよろしいでしょうか。	車両による場合はご理解のとおりです。徒歩については、県道に出ずにアクセスできるよう配慮してください。

2. 要求水準書(案)設計・建設業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
204	161	第3章	第4節	5	建築設備工事における給水・給湯・排水等の配管材質のリストが示されていますが、現在一般的でない配管も示されており、また、用途上性能に遜色なく経済的な配管をご提案することが可能と考えています。配管材質は用途に応じて、耐久性・経済性・更新性等を考慮の上、事業者により最適な提案をさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
205	162	第3章	第5節	2 5)	昇降装置を有する照明器具はメーカーが製造を中止しているため、ホッパーステージ内の天井付き照明に関してはLED照明を採用して交換頻度の低減を図ることし、ごみクレーンより足場を架設して交換する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
206	162	第3章	第5節	2 5)	ごみピット・プラットホーム・炉室等の高天井付照明について必要箇所に昇降式の採用の支持がありますが、メーカーでの昇降装置付きの高天井用照明の製造・販売が終了しています。高所作業車での保守点検や、ごみクレーンを使用するの保守点検等での対応で宜しいでしょうか。	No. 205を参照してください。
207	164	第3章	第5節	3 8)	防犯警備設備の防犯カメラで想定されている数量は、117ページのカメラ設置場所の数量に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。防犯カメラの設置台数は提案とします。